

地震に備えて！！

和歌山市家具転倒防止用固定金具取付事業 募集のおしらせ

和歌山市では災害時などに、家具の転倒による被害を軽減するため、65歳以上の方だけの世帯や身体障害者手帳をお持ちの方がおられる世帯等、避難時に支援を要する方がいる世帯を対象に、家具転倒防止用固定金具の取付けを無料で行います。

【取付けできる家具は3つまで、固定金具は申請者のご負担となります。】

取付けを希望される方は以下の内容をご確認のうえ申請してください。

【申請は一世帯につき1回限りで、過去にこの事業で取付けされた方は対象になりません。】

申請期間

令和4年4月1日(金)から令和5年1月31日(火)まで(先着230件)

申請条件

以下に記載している(1)から(5)の条件を満たす必要があります。

(1) 次の①もしくは②の条件に該当する世帯

① 65歳以上の方だけの世帯

②

- ・介護保険の要介護認定が要介護3～要介護5と認定されている方がおられる世帯
- ・1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方がおられる世帯
- ・A1又はA2の療育手帳の交付を受けている方がおられる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がおられる世帯
- ・特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている方がおられる世帯
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がおられる世帯

(2) 和歌山市住民基本台帳に記録されている方

(3) 上記情報を市が閲覧することに同意いただける方

(4) 調査時及び取付け時の写真撮影に同意いただける方

(5) 和歌山市が委託した事業者が事前調査及び取付けのため申請者宅を、訪問し作業することに同意いただける方

裏面もご覧ください。

申請方法

- ・申請者は世帯主に限ります。
- ・別紙実施申請書(別記様式第1号)にご記入のうえ、該当する方であることがわかる書面の写しを添えて提出して下さい。【65歳以上の方だけの世帯は、申請書のみで写しは不要です。】
- ・お住まいが持ち家以外の方は、所有者又は管理者の承諾が必要なため、別紙承諾書(別記様式第2号)を申請書と一緒に提出してください。【持ち家の方は不要です。】
- ・和歌山市営住宅にお住まいの方は、承諾書の様式が異なりますので、地域安全課までお問い合わせ下さい。【申請書は持参、又は郵送で提出してください。】

事前調査

委託業者が申請者の方に連絡を行い、その後、申請者の自宅を訪問し、取付けの適否や金具の取付け方法等を確認させていただきます。取付ける固定金具の代金等は、このときにご相談ください。

取付け場所の確認

調査終了後、取付け内容のご確認をいただき確認書にご記入をお願いします。

通 知

事前調査後、適切に行えることが確認できた方から実施決定を行い通知いたします。

取 付 け 日 時

通知後に取付け日時等の調整のため、委託業者が再度連絡をいたします。

【問合せ及び申請書の提出先】

和歌山市地域安全課

郵便番号 640-8157

住 所 和歌山市八番丁12番地(消防局庁舎5階)

電話番号 073-435-1005

FAX 073-435-1278